

旅館業を営業しようとする皆さんへ

ホテルや旅館等を営業するには、旅館業法に基づく営業許可を受けなければなりません。（旅館業法に基づく旅館業には旅館・ホテル営業の他に簡易宿所営業や下宿営業があります。）

構造設備や設置場所の基準、申請者の人的要件などがありますので、事前に保健所にご相談下さい。

【許可申請の流れ】

営業許可の申請

申請には、以下の書類等が必要です。

旅館業営業許可申請書

〈添付書類〉

- ①営業施設の構造設備を明らかにする図面(配置図、平面図及び断面図で縮尺を明示したもの)
- ②営業施設の設置場所の周囲 200 メートルの区域内の見取図(その区域内に旅館業法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の敷地がある場合にあっては、当該施設の位置及び当該営業施設の設置場所と当該施設の敷地との距離を明示したもの)
- ③申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し

申請手数料：22,000円

施設検査

保健所の職員が構造設備の基準に沿って検査します。

営業許可指令書の交付

基準に適合すると確認された場合、営業許可指令書を交付します。

営業開始

〈その他の確認事項〉

- ・申請者が法人の場合は、登記事項証明書の確認を行っています。
- ・使用水が井戸水の場合は、水質検査（11項目及び周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目）を行うようにして下さい。

なお、使用する水が井戸水等の場合は、事前にご相談ください。

・建築基準法では、建築物の建築（新築、増築、改築及び移転をいう）、大規模な修繕、大規模な模様替え又は用途変更の場合は、確認済証と検査済証等の交付がなければ使用できません。西北県土整備事務所建築指導課（TEL:0173-35-2117）にご相談下さい。

・消防法に基づく消防用設備等を設置する場合、必要に応じて届出及び検査義務があります。五所川原市、鶴田町、中泊町の施設は、五所川原地区消防事務組合（TEL:0173-35-2020）に、つがる市の施設は、つがる市消防本部（TEL:0173-42-7744）、鰯ヶ沢町、深浦町の施設は鰯ヶ沢地区消防事務組合（TEL:0173-72-4527）にご相談ください。

- ・宿泊者に食事を提供する場合は、食品衛生法の規定により、営業許可が必要となります。

施 設 基 準 等

項 目		基 準
善良風俗の保持		施設の周囲おおむね100mの区域内にある場合、施設環境が著しく害されるおそれがないこと。 ①学校教育法の施設：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校等 ②児童福祉施設：保育園等 ③社会教育施設：図書館、博物館、公園等
客 室	客室	●旅館・ホテル：1客室の床面積は、7m ² 以上 （寝台を置く客室は9m ² 以上） ▲簡易宿所：延べ面積は33m ² 以上（宿泊者の数を10人未満とする場合は、3.3m ² に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上）
	階層式寝台	▲簡易宿所：上段と下段の間は1m以上
玄関帳場等		●旅館・ホテル：宿泊者との面接に適する設備とすること。
入浴設備		近接して公衆浴場等がある場合を除き、適当な規模の入浴設備を有すること。シャワー室のみの設置は可能。
換気・採光・防湿		換気、採光および防湿を十分にすること。
照 度	客室、応接室及び食堂	50ルクス以上
	浴室及び洗面所	20ルクス以上
	廊下、便所及び階段	10ルクス以上、ただし、深夜(午後10時から午前5時まで)にあつては、5ルクス以上
清潔・清掃		客室、浴室(浴槽を除く。)、洗面所、便所等は、毎日1回以上清掃して常に清潔に保つこと。
くず入れ		客室、廊下その他適当な場所にくず入れを備えること。
便所		防虫及び防臭の設備を備えること。 流水式の手洗い装置を設け、清浄な水を十分に供給すること。 共用は男女の区別があること。
使用水		浴室及び洗面所には清浄な水を十分に供給すること。
排水		水を使用する場所は、排水が支障なく行われるようにすること。
寝具類の清潔		寝具類は、常に清潔にし、敷布、ゆかた及びまくらカバーは、宿泊者1人ごとに洗たくしたものと取り替えること。
客室の収容定員		客室にはその床面積3m ² につき1人の割合をこえて宿泊者を収容しないこと。 15人以上の団体旅行客か修学旅行客は、床面積1.5m ² につき1人以上
客室の暖冷房設備		客室に宿泊者の操作できる冷暖房設備のある場合は、宿泊者の見やすい箇所にその設備の使用方法を掲示すること。
宿泊者名簿		宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名、住所等の正確な記載を確保し、3年間保存すること。 ①室名又は室の番号 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤連絡先 ⑥住所 ⑦前夜の宿所 ⑧行先地 ⑨到着月日時刻 ⑩出発月日時刻 ⑪国籍及び旅券番号

申請者の人的要件

- ① 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが出来ない者でないこと。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わる又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者でないこと。
- ④ 旅館業法により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者でないこと。
- ⑤ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者でないこと。
- ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が、①～⑤に該当しないこと。（法定代理人が法人の場合は、その役員を含む。）
- ⑦ 法人の業務を行う役員のうちに①～⑤に該当するものがないこと。
- ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

農林漁業体験民宿業について

- ① 農林漁業者以外の方も、農林漁業体験民宿を営むことが可能です。
- ② 農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動の提供が必要です。
- ③ 許可申請時に、提供する活動の内容を確認します。
- ④ 余暇活動の種類

農村滞在型	1	農作業の体験の指導
	2	農産物の加工又は調理の体験の指導
	3	地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
	4	農用地その他の農業資源の案内
	5	農作業体験施設等を利用させる役務
	6	上の1～5の各種活動の提供のあっせん
山村滞在型	1	森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験
	2	林産物の加工又は調理の体験の指導
	3	地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
	4	森林の案内
	5	山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
	6	上の1～5の各種活動の提供のあっせん
漁村滞在型	1	漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
	2	水産物の加工又は調理の体験の指導
	3	地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
	4	漁場の案内
	5	漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
	6	上の1～5の各種活動の提供のあっせん

第7号様式（第6条関係）

宿泊者名簿

[illegible]

注1 学生、生徒その他の団体の宿泊のときは、引率者又は代表者のみを記載し、その他は「ほか何名」と省略することができる。

2 国籍及び旅券番号の欄は、日本国内に住所を有しない外国人が宿泊する場合に記載すること。

問い合わせ先：青森県西北保健所 生活衛生課 TEL 0173-34-2108

R7年4月改正